

資料提供年月日	令和元年8月29日	
問い合わせ先	課名	総務法制企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 山本 副主査 光藤

広 報 連 絡

<市長記者会見資料>

1 件 名

令和元年9月定例会市議会提出の主な議案（予算を除く。）
について

- ・ 岡山市立放課後児童クラブ条例の制定について（甲第64号議案）
- ・ 岡山市造山古墳ビジターセンター条例の制定について（甲第67号議案）

担当課名	地域子育て支援課
担当者名	課長 村松 課長補佐 生崎
連絡先	803-1589 内線 4761、4765

岡山市立放課後児童クラブ条例の制定について

(甲第64号議案)

1 目的

以下の3点のために本条例を制定します。

- ①市がクラブ運営に関わることを明らかにするため
- ②市内共通のサービスや利用料金を定めるため
- ③統ルールを受け入れていただいたクラブを公の施設として位置づけるため

2 条例の概要

○設置

本市の小学校区ごとに1つを上限として市立の児童クラブを設置します。

○名称及び位置

施設の具体的名称及び位置は規則で定めます。

○事業

児童クラブで行う事業が、放課後児童の健全育成のためであることを具体的に明記します。

○統ルール

市内共通の開所時間や利用料金及び市独自の減免制度について規定します。

3 経緯等

○現在、地域の方々の力で運営されている児童クラブには、クラブによりサービス内容や利用料金がそれぞれ異なっていることや、募集しても職員が集まらないなどの課題があり、このままの運営が将来にわたって維持できるのか危惧される状況にあり、運営体制を見直すこととなりました。

○令和2年度から、本市が責任を持ってクラブの運営に関わりながら、新たにクラブ運営の統ルールを導入してサービスや利用料金等を平準化するとともに、運営を一元化していくことを方針としております。

4 施行日

令和2年4月1日から施行します。ただし、児童クラブの入所に係る手続その他の準備行為に関する規定は、公布の日から施行します。

条例制定の目的

- 市がクラブ運営に関わることを明らかにするため
- 市内共通のサービスや利用料金を定めるため
- 統ルールを受け入れていただいたクラブを公の施設として位置付けるため

概要

設置

本市の小学校区ごとに1つを上限として市立の児童クラブを設置する旨を規定

名称及び位置

施設の具体的名称及び位置は規則で規定

事業

放課後児童の健全育成のため児童クラブで行う事業を具体的に規定

入所

児童クラブに入所できる者や入所の許可等について規定

開所日

平日と月2回の土曜日を開所

開所時間

- ・平日 午後1時～午後6時（延長利用は午後7時まで）
- ・土曜日 午前8時～午後6時
- ・長期休業日 午前8時～午後6時（延長利用は午後7時まで）

利用料金 (通年利用)

- ・月額利用料 月額7,500円
- ・延長利用料 月額2,500円(午後6時～午後7時)

減免

- ・生活保護受給世帯 全額免除
- ・ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯) 1/3減額
- ・兄弟姉妹世帯(2人目) 1/4減額
(3人目以降) 1/2減額

施行日

- ・令和2年4月1日から施行
- ・児童クラブの入所に係る手続その他の準備行為に関する規定は、公布の日から施行

クラブ移行の申請状況(R元.8.29現在)

令和元年8月29日
地域子育て支援課

1 クラブ数

移行対象	87
申請済	22
移行内定	19
審査中(保留)	3

2 移行を内定したクラブ

区	クラブ名(学区)	構成児童数 (人)
北区 (7)	まやかみやまびこ(馬屋上)	10
	杉の子(清輝)	43
	ほたる(蛍明)	32
	かもっち(加茂)	39
	おおの児童(大野)	117
	わかたけ(御野)	176
	ひらつっこ児童(平津)	15
中区 (3)	操明つくし(操明)	99
	なかよし(富山)	166
	どんぐり(高島)	168
東区 (2)	さくらんぼ(御休)	29
	古都グレープ(古都)	52
南区 (7)	三藤でんでん(第三藤田)	32
	まつぼっくり(第二藤田)	45
	あいかぜ(七区)	48
	くじら(甲浦)	50
	みしまこども(箕島)	89
	東疇たんぽぽ(東疇)	102
	小鳩(福浜)	122
計		1,434

担当課名	観光振興課
担当者名	課長 小川 課長補佐 熊代
連絡先	803-1332 内線 4531

岡山市造山古墳ビジターセンター条例の制定について (甲第67号議案)

1 目的

造山古墳及びそれを構成文化財の一つとする日本遺産「桃太郎伝説」の生まれたまちおかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～並びに造山古墳周辺の観光施設の情報を提供し、魅力を発信することにより、吉備路の観光及び広域周遊観光の振興を図る。

2 条例の概要

「岡山市造山古墳ビジターセンター条例」は、施設の設置目的を達成するため、次の業務について規定します。

- (1) 造山古墳及び桃太郎伝説並びに造山古墳周辺の観光施設の情報の提供及び魅力の発信に関する業務
- (2) その他ビジターセンターの目的を達成するために必要な業務

【施設概要等】

1. 施設名称 岡山市造山古墳ビジターセンター

2. 所在地 岡山市北区新庄下789番地

3. 施設概要 敷地面積：約 2,250 m²
延床面積：124.6 m²
構造：鉄骨造平屋建
所要室：展示ホール，講義スペース，事務室，
倉庫，外部倉庫
附属施設：駐車場，公衆便所（28.44 m²）



3 施行日

令和2年4月1日